

文京区基本構想推進区民協議会区民委員選考要領

平成 27 年 12 月 18 日 27 文企企第 420 号部長決定

平成 30 年 5 月 7 日 30 文企企第 14 号一部改正

令和 2 年 3 月 26 日 2019 文企企第 408 号一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、文京区基本構想推進区民協議会区民委員募集要綱（22 文企企第 64 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定による区民委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第 2 条 区長は、区民委員の選考に当たって、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、企画政策部長、企画政策部企画課長、総務部総務課長及び教育推進部教育総務課長の職にある者をもって組織する。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の意見を総括する。

(選考方法)

第 4 条 区民委員の選考は、応募者から提出された申込書の審査及び面接により行う。

(申込書の審査)

第 5 条 申込書の審査は、委員長が指定した 3 人の者（以下「採点者」という。）が、別表第 1 に掲げる評価方針及び採点基準に基づき行い、採点者ごとの評価合計点を平均した点数を応募者の得点とする。

2 委員会は、要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する方法による募集（以下「無作為抽出募集」という。）に対する応募者及び要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定する方法による募集（以下「一般公募」という。）に対する応募者の中から、前項の採点による得点上位者を各 12 人程度選出し、面接を行う。

3 前項に規定する人数は、無作為抽出募集に対する応募者又は一般公募に対する応募者が 12 人に満たなかった場合、変更することができる。

(面接)

第 6 条 面接は、委員長が指定した 3 人の者（以下「面接審査員」という。）が、別表第 2 に掲げる評価方針及び採点基準に基づき行い、面接審査員ごとの評価合計点を平均した点数を応募者の得点とする。

(区民委員の決定)

第 7 条 委員会は、無作為抽出募集に対する応募者及び一般公募に対する応募者の中から、前条に規定する面接審査の得点上位者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者を各 6 人選出し、区民委員として決定する。

(1) 健康状態等の理由により文京区基本構想推進区民協議会（以下「区民協議会」という。）への継続的な参加について支障がないこと。

(2) その他区民協議会の運営について支障がないこと。

2 前項に規定する人数は、無作為抽出募集に対する応募者又は一般公募に対する応募者が6人に満たなかった場合、合わせて12人を超えない範囲で変更することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、区民委員の選考に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

申込書審査の評価方針及び採点基準

1 評価方針

項目	評価方針
意欲度	基本構想の推進、区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定及び推進並びに効率的な行財政運営に係る事項について、積極的に審議する姿勢があること。
問題意識	区政に関して広い視野を持ち、現状の問題点及び課題を的確に把握し、認識していること。
論理性	自分の意見を明確に、論理的かつ分かりやすく、正確に伝えることができ、説得力に富んでいること。
課題解決力	問題点の克服及び課題の解決について、自ら切り開く意欲を持ち、解決に導いていく力を有していること。

2 採点基準

評価方針の各項目を25点満点とし、明確な差異をつけるため、5点刻みでの採点を原則とする。ただし、必要により、中間点の採点をすることができる。

点数	採点基準
25点	特に優れているもの
20点	優れているもの
15点	過不足ないもの
10点	やや不足するもの
5点	不足するものが大きいもの
0点	評価するには不十分なもの

別表第2（第6条関係）

面接審査の評価方針及び採点基準

1 評価方針

項目	評価方針
意欲度	基本構想の推進、区の政策に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定及び推進並びに効率的な行財政運営に係る事項について、積極的に審議する姿勢があること。
問題意識	区政に関して広い視野を持ち、現状の問題点及び課題を的確に把握し、認識していること。
論理性・協調性	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意見を明確に、論理的かつ分かりやすく、正確に伝えることができ、説得力に富んでいること。 ・他の意見を尊重し、円滑なコミュニケーションがとれること。
課題解決力	問題点の克服及び課題の解決について、自ら切り開く意欲を持ち、解決に導いていく力を有していること。

2 採点基準

評価方針の各項目を25点満点とし、明確な差異をつけるため、5点刻みでの採点を原則とする。ただし、必要により、中間点の採点をすることができる。

点数	採点基準
25点	特に優れているもの
20点	優れているもの
15点	過不足ないもの
10点	やや不足するもの
5点	不足するものが大きいもの
0点	評価するには不十分なもの